

新宿区自治基本条例逐条解説



平成 22 年 10 月

新宿区

新宿区自治基本条例の構成

前 文

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) / 第 2 条 (定義) / 第 3 条 (基本理念) / 第 4 条 (条例の位置付け)

第 2 章 区民

第 5 条 (区民の権利) / 第 6 条 (区民の責務)

第 3 章 議会等

第 7 条 (議会の設置) / 第 8 条 (議会の責務) / 第 9 条 (議員の責務)

第 4 章 区長等

第 10 条 (区長の設置) / 第 11 条 (区長の責務) / 第 12 条 (区の行政機関の責務)
第 13 条 (職員の責務)

第 5 章 区政運営の原則

第 14 条 (区政運営の原則)

第 6 章 情報公開及び個人情報保護

第 15 条 (情報公開) / 第 16 条 (個人情報保護)

第 7 章 住民投票

第 17 条 (住民投票) / 第 18 条 (住民投票の実施)
第 19 条 (住民投票の実施の結果の尊重) / 第 20 条 (条例への委任)

第 8 章 地域自治

第 21 条 (地域自治)

第 9 章 子どもの権利等

第 22 条 (子どもの権利等)

第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

第 23 条 (国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)
第 24 条 (国際社会との関係)

第 11 章 条例の見直し等

第 25 条 (条例の見直し等)

附 則

目次

前文	2
第1章 総則（第1条－第4条）	4
第2章 区民（第5条・第6条）	8
第3章 議会等（第7条－第9条）	9
第4章 区長等（第10条－第13条）	11
第5章 区政運営の原則（第14条）	13
第6章 情報公開及び個人情報保護（第15条・第16条）	14
第7章 住民投票（第17条－第20条）	15
第8章 地域自治（第21条）	17
第9章 子どもの権利等（第22条）	18
第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第23条・第24条）	18
第11章 条例の見直し等（第25条）	19
附則	19
（参考）新宿区自治基本条例制定の取組み	20

前文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを受け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

解説

前文は、まちの歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての私たちの決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

前文作成にあたっては、全体的に、格調高く、わかりやすい文章に心がけ、「です・ます調」にしました。

第1段落 今日までの「この地」の歴史について述べています。1行目の武蔵野大地については、広大な大地を意味するため、「台地」ではなく、「大地」としました。

第2段落 今日までの「新宿区」の歴史について述べています。1行目から2行目にかけての「計画的に」は、市街地が江戸時代から計画的に発展した経緯を物語っています。

第3段落 新宿区が活力ある国際的な都市である特徴を述べています。

第4段落 歴史や文化が息づくまちであるとともに進取の気風に富むまちであるという特徴を述べています。1行目では、先人たちが時間をかけて一生懸命努力してきた様を「営営として」という表現であらわしています。2行目では、新宿区で生まれ、新宿区で育ち、新宿区で亡くなった、日本を代表する文豪「夏目漱石」を新宿区の人材の代表として掲げました。

第5段落 地域自治の時代を迎えるにあたり、私たちに課せられた使命について述べています。

第6段落 世界の恒久平和や地球環境の保全を誓うとともに、市民主権の下、自治を創造することを述べています。

第7段落 最終段落は、多文化共生や歴史文化の継承について述べるとともに、新宿区の最高規範としての条例を制定する決意を表明しています。